

鳥獣柵設置講習会開催

8月6日(休) 峡南農務事務所主催の鳥獣柵設置現地講習会が御堂地区で行われました。



講習会の様子

今回の講習会は、県の総合農業技術センターが開発した電気さくの特徴・設置方法又、7月に起きた電気さく感電事故等を防ぐ、管理方法、使用上の注意を学びました。参加した約30名の農業従事者の皆さんは県の担当者の話に耳をかたむけ、いろいろ質問も出しました。

※「電気さく」使用上の注意

農作物等の被害防止用の電気さくを設置する場合は、感電防止の措置を行う必要があります。次の項目を守り、定期的に点検することをお願いします。

- 1 電気さくの電気を（コンセント用の交流100ボルト等）から供給するときは、電気用品安全法の適用を受ける電源装置を使用すること
- 2 30ボルト以上の電源を使用し人が容易に立ち入る場所に設置する場合は、危険防止のため、15ミリアンペア以上の漏電が起こった時に0.1秒以内に電気を遮断する漏電遮断機を設置すること

- 3 電気さく（バッテリー等を電源とするものを含む）を設置する場合は、周囲の人が電気さくに触れないよう、容易にわかる位置や間隔、見えやすい文字で危険表示を行うこと

介護保険制度について

住所地特例の対象施設

介護保険では、被保険者の住所地の市町村が保険者となりますが、介護保険施設等が所在する市町村の財政に配慮し、特例として入所前の市町村を保険者とするしくみ（住所地特例）が設けられています。

住所地特例の対象となる施設は、①介護保険施設、②特定施設（有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）③養護老人ホーム（老人福祉法の入所措置がとられている場合）です。[介護保険法第13条]

【例】 要介護認定を受けている方で南部町に住所を有する方が、富士宮市の特別養護老人ホームに入所になり、その入所施設の住所に変更されても、介護保険の保険者は南部町になります。

お問合せ 福祉保健課介護保険係 ☎ 64-4836 (直通)